（不招請勧誘が禁止される商品取引契約）

第三十条　法第二百十四条第九号の政令で定めるものは、個人である顧客（以下この条において「個人顧客」という。）を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二十二項第一号から第四号までに掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約（商品市場における相場等に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について当該個人顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が、取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがあるものに限る。）及び個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために同項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約とする。

第十条第一項中「第二百七条第一項」の下に「（法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）」を加え、「二千七百円」を「千円」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（商品先物取引業者が占有する商品等の処分に係る情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十七条　商品先物取引業者は、法第二百九条第二項の規定により、同項に規定する主務省令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た商品先物取引業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第二百九条第二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（純資産額規制比率の届出等をすべき者から除かれる者）

第二十八条　法第二百十一条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行

二　株式会社商工組合中央金庫

三　株式会社日本政策投資銀行

四　信用金庫及び信用金庫連合会

五　信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

六　労働金庫及び労働金庫連合会

七　農林中央金庫

八　農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

九　保険会社及び保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等

第九条の四の表中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

（商品先物取引業者としての許可を受けることができる者）

第二十三条　法第百九十三条第一項第一号ロの政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　信用金庫及び信用金庫連合会

二　信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

三　労働金庫及び労働金庫連合会

四　農林中央金庫

五　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

六　相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社をいう。）である保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等（株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者（法第百九十三条第一項第一号イに該当する者を除く。）に限る。）

（特定委託者による一般顧客としての取扱いの申出等の承諾に係る情報通信の技術を利用した提供）

第二十四条　商品先物取引業者は、法第百九十七条の四第四項（法第百九十七条の五第十三項（法第百九十七条の六第六項及び第百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第百九十七条の六第三項及び第百九十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第百九十七条の四第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た商品先物取引業者は、当該相手方に対し、法第百九十七条の四第四項による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第百九十七条の四第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（復帰申出等の承諾に係る情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十五条　商品先物取引業者は、法第百九十七条の四第十二項（法第百九十七条の五第三項（同条第九項（法第百九十七条の六第六項において準用する場合を含む。）、第百九十七条の六第六項及び第百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）及び第百九十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第百九十七条の四第十二項に規定する主務省令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た商品先物取引業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第百九十七条の四第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第九条の三の表中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同条を第二十一条とし、第九条の二を第二十条とし、第九条を第十九条とする。

第八条の六の表第八百八条第五項の項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同条を第十八条とする。

第八条の五の表第八百六条第五項の項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同条を第十七条とする。

第八条の四の表第七百九十七条第五項の項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同条を第十六条とし、第八条の三を第十五条とし、第八条の二を第十四条とし、第八条を第十三条とし、第七条の四を第十二条とする。

第七条の三第二号中「商品市場に類似する市場で外国に所在するもの」を「外国商品市場」に改め、同条を第十一条とし、第七条の二を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条の二を第八条とし、第三条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第二条の見出しを「（加入の申込み等に係る情報通信の技術を利用した提供）」に改め、同条第一項中「以下」の下に「この条及び第五条において」を加え、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（商品先物取引業の適用除外）

第二条　法第二条第二十二項の政令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一　次に掲げる者が行う法第二条第二十二項各号に掲げる行為

イ　国

ロ　地方公共団体

ハ　外国政府その他の外国の法令上イ及びロに掲げる者に相当する者